

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2009

課題番号：20720200

研究課題名（和文）二十世紀転換期ルーマニアにおける政党政治

研究課題名（英文）The Romanian Party Politics at the Turn of 20<sup>th</sup> Century

研究代表者

高草木 邦人（TAKAKUSAGI KUNIHITO）

日本大学・文理学部・助手

研究者番号：60453867

研究成果の概要（和文）：二十世紀転換期ルーマニアにおける政党政治

二十世紀転換期ルーマニアの政党政治は大多数の国民を制度的に政治の場から排除してただけでなく、大規模な獵官制を総選挙前に適用し、二大政党以外の政党に対して排他的になる傾向があった。総選挙は民意ではなく、自党の統治能力を問う「試験」であった。それゆえ、二大政党はその組織力を固めるために、その政策立案には各地域の党支部の利害を調整しなければならず、その政策決定に一定の限界性を付与しなければならなかった。

研究成果の概要（英文）：The Romanian Party Politics at the Turn of 20<sup>th</sup> Century

The Romanian party politics didn't only eliminate a large majority of people from political life through the election system, but any party other than Liberal Party and Conservator Party, abusing spoils system before a general election. The election was "examination" of governability of the two parties, not the will of the people. Solidifying own party, they had to adjust regional interests of branches, consequently restrict the policy-making.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：近代ルーマニア、政党政治史、議会政治史

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の対象は二十世紀転換期ルーマニアにおける政党政治である。1866年にベルギー憲法をモデルに立憲体制を確立し、西欧

化・近代化を目指したルーマニアにおいて、政党政治や議会制度といった西欧諸制度がどのように採用され、展開されたのかを検討する。特に、検討すべき事項は西欧化・近代化と同時に中央集権的な体制が模索されて

いたことを踏まえて、中央と地方との関係である。なぜなら、当該時期ルーマニアは1859年のワラキア公国とモルドヴァ公国との合同により成立したばかりの国家であり、地域的な差異が存在したからである。この差異は単に国家が分かれていたという政治的・制度的なものだけでなく、経済的・文化的にもみいだされた。一方、自由党が1875年に、保守党が1880年に結党され、この二党が第一次世界大戦前夜まで二大政党として活躍した。両党は結党当初いずれも地主層・旧貴族層から構成され、政治思想としての自由主義に対する態度で対立した。しかし、次第に経済的利害の側面が表面化する。保守党は大土地所有を基盤としたモノカルチャーと穀物輸出を経済の主軸と捉え、自由党は西欧化・近代化に対応するために、保護貿易主義を採用し、国内工業の育成に力点を置いた。

このような両党の分析は従来の研究成果であり、大枠としては外れていないが、しかし各地域と政党との関係が欠けている。つまり、両党とも全国的な政党である以上、ワラキア・モルドヴァでみられる地域的な差異が生じているはずである。実際に、自由党の工業化政策に対してワラキア地方の党員は利益を得たが、モルドヴァの党員からは一定の反発が1880年代からすでにみられた。以上のこと踏まえて、本研究は地域的な差異が政党政治にどのような影響を与えていたか具体的に検討するものである。

また、上記研究課題を進めるにあたって、ルーマニア歴史研究の現状も確認する必要がある。ルーマニア歴史研究は政党政治の中央と地方との関係だけでなく、二十世紀転換期ルーマニア研究それ自体の蓄積が非常に浅い。というのも、従来の近現代ルーマニア史研究はルーマニア王国の建国期、領土的に最も拡大した両大戦間期、そして第二次世界大戦後の共産主義体制を主な研究対象とし、十九世紀後半から二十世紀初頭にかけての検討は見過ごされるからである。これは欧米では特に顕著で、この時期を包括的に論じた研究はほとんどみあたらない。また、欧米の多くの研究者は十九世紀中頃からルーマニアに導入された議会政治・政党政治を西欧のそれらから「歪んだ」ものとして捉えているため、これらの諸制度自体への関心が薄い。

一方、ルーマニア本国においても当該時期の歴史研究は未だ十分なものとはいえない。二十世紀転換期はルーマニア社会主義組織の創成期であったため、社会主義政党や労働組合などを対象とした研究、また二十世紀ヨーロッパ最大にして最後の農民反乱が1907年に発生したことから、農民運動に関する研究が数多くみられた。しかし、第二次世界大戦後から1989年の体制転換までの歴史研究はルーマニア共産党指導のもとで同党の歴

史的意義を過剰に正当化していたため、農民運動の研究は運動そのものというよりも、運動が社会主義・共産主義勢力とどのような関係にあったかなど、研究そのものが共産党の研究に転化していた。それゆえ、非社会主義政党・党派の詳細な研究は皆無に等しい。1989年以降、この共産党による政治的・イデオロギー的な方針から解放されたルーマニア近現代史研究は共産主義体制以前の政治体制に大きな関心を払っている。特に、政党・政治家への関心は大きく、当該時期の政治家・知識人たちの日記、回想録、著作集などの再版・出版、そして各政党の綱領などの史料集の出版がなされつつある。しかし、このような史料的な充実性と異なり、歴史研究それ自体は、全体として、欧米の研究と同じように、二十世紀転換期の専門的な研究はそれほど多くなく、むしろその主な関心はルーマニア建国期か、或いは両大戦間期にある。さらに、数少ない当該時期の研究は新たな手法を取り入れず、その叙述は全体的に通史的・概説的なものになりがちである。そして、EUや欧米諸国を意識してか、叙述の多くの箇所「民主主義」という言葉が頻繁に用いるが、その強調は体制転換以前の共産主義の過大評価と著しく類似している。つまり、体制転換後の歴史叙述は質的に大きな変化を遂げていないのである。

## 2. 研究の目的

本研究は二十世紀転換期ルーマニアにおける政党政治を研究対象とするが、研究開始当初の背景に対する批判に基づき、以下の三つの視点を研究に取り入れることで、近現代ルーマニア史の新たな展望を開くといえる。

第一に、ルーマニア建国期の後日談や両大戦間期ルーマニアの前史として扱われるか、或いは見過ごされていた二十世紀転換期をルーマニア史における転換期としてとらえる。建国五十年を迎えていた当該時期は、1907年の農民反乱という未曾有の国家的危機に直面しただけでなく、外国から「輸入」された諸制度に対して政治家・知識人たちによる独自の修正・変更を検討するために、適切な研究対象といえる。

第二に、一方で欧米の歴史家たちによって「東方的」「ビザンチンの」と一蹴され、他方で新たな視点も導入されず、概説的に叙述されてきたルーマニアの政党政治史をルーマニア史の中で再度位置づけを行い、当該時期ルーマニアの政治家・知識人から農民・労働者までの各階層がこれらの制度をどのように受け止め、実践したかを検討することである。確かに、当時のルーマニアでは極端に不平等な選挙制度、圧倒的に優勢な行政府、住民の八割を占める農民と結びつきの弱い

各政党など西欧先進国と比較すると諸制度の不十分さが著しい。しかし、従来の研究は何が「遅れ」、何が「歪んだ」のかを詳細に検討せず、逸脱した事例として片付けている。しかし、そもそも「純粋な」西欧諸制度の導入・実践は存在するのかという疑問さえ生じる。むしろ、「歪み」そのものが個々の社会の特色を示すものではないだろうか。つまり、ルーマニアにおいて変化を蒙った西欧諸制度の「かたち」を検討することは、当時のルーマニア社会を理解するための重要な手がかりになるといえる。このアプローチは経済的・政治的に「後進国」とみなされた他の東欧諸国や第三世界といった地域における西欧諸制度の導入と展開を検討するための一つのモデルケースになり得ると考えている。

第三に、西欧化・近代化と同時に中央集権的な体制が模索されたことを踏まえて、中央と地方との関係も検討事項として挙げられる。というのも、当該時期のルーマニアは1859年のワラキア公国とモルドヴァ公国との合同により成立したばかりの新国家であり、地域的な差異が未だ存在したからである。この差異は単に国家が分かれていたという政治的・制度的なものだけでなく、経済的・文化的にもみいだされる。この地域的な差異によって、政党政治や議会制度がどのような影響を受け、展開されたのかを検討するのが本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

本研究は二十世紀転換期ルーマニアの政党政治を選挙制度と議会選挙からみられる二大政党制の制度的・実践的構造、そして二大政党内の地域的な偏差に基づいた対立を検討するが、以下の三点の方法論的アプローチを採用する。

第一に、本研究が対象とする1890年代から1914年までの国会議員の情報をデータベース化することである。先行研究の成果を踏まえて、上記期間の総選挙に関する情報を上院・下院の議事録や各党派の機関紙などから抽出、又は収集する。抽出する項目は、①氏名、②所属政党、③選挙部会、④選挙区、⑤得票数、⑥選挙結果とする。これらの全データを統合し、人物の同定作業を行い、約20年間において国会議員と選挙区との関係を検討する。

第二に、落選者に関しても、上記の当選者と同様な作業をするが、落選した立候補者に関してはその組織・主張と落選原因との相関関係だけでなく、地域的な視野を踏まえながら、二大政党制の枠組みがもつ影響からその落選原因を検討する。具体的には、都市知識人政党のモデルケースとして社会民主労働者党、農村知識人のモデルケースとして全国

教師協会を検討する。この二つの事例から、なぜ二大政党以外の政党が有力な政党になり得なかったのかという原因を、制度的な「閉鎖性」だけではなく、二十世紀転換期ルーマニアの政党政治がもつ実践的な「閉鎖性」を明らかにする。

第三に、自由党・保守党は中央機関紙の他に、数多くの派閥機関紙、地方機関紙を発行していたが、この機関紙からその派閥性・地方性を抽出し、それら論点・主張が党指導部・中央機関紙とどの程度ずれているのか、或いは、国会答弁や法案決議の票決などで補いながら、政策決定過程にどの程度影響を与えたのかを検討する。この点において、具体的に検討する政策は1913年10月から自由党が掲げ、翌年の国会会期に発議された二大改革案である。自由党は土地改革としては収用を前提とした土地分割案、選挙権改革としては選挙部会の統廃合を目的とした単一選挙部会案を掲げた。両改革案はともに憲法の条項に抵触するため、憲法修正案が議会に提出されたが、憲法修正をめぐる議論において両改革案はその具体性に欠けていた。この具体性の欠如を二大政党制が内包していた閉鎖性、そして各党内における地域的な差異という視点から検討していく。

### 4. 研究成果

二十世紀転換期ルーマニアにおいて二大政党である自由党・保守党はそれぞれ一定の社会階層の利益代表でもあり、その政策にも一定の方向性がみられた。しかし、両党は総選挙において、その支持層と考えられる有権者から必ずしも票を獲得することはできなかった。当該時期ルーマニアにおいて国会の議席は極端に変動し、二大政党ですらも野党時においては議席の獲得が困難であった。この変動の理由は、第一に、組閣方法が議院内閣制ではなく、国王によって首相に任命された者が議席数に関係なく、総選挙前に組閣したこと、第二に、総選挙が国民の政権選択の結果ではなく、政権与党の統治能力を問う「試験」の結果であったためである。政権政党はその統治能力・組織力を証明し、その政権運営を保証するために、国会の解散後、猟官制を用い、中央・地方の公職において自党に有利な人事を行った。各党の地方有力者（主に党支部長）は地域内におけるその政治力、及び県知事の就任により獲得する行政権力を背景に、選挙を「監督」した。

それゆえ、政権与党の統治能力の低下や政権運営の限界、具体的には、与党内が地方支部を背景とした派閥の分裂により、補欠選挙や地方選挙に敗北したとき、国王は二大政党の他方に政権を委ねるのであった。このように、二十世紀転換期ルーマニアの二大政党制

は、選挙制度によって国民の大多数である農民層を制度的に政治の場から排除していただけでなく、総選挙においても二大政党以外の政党に対して排他的になる傾向があった。

この「閉鎖的」な体制に対して、改革志向を持つ知識人は批判・反発した。西欧的な知識を備え、都市知識人を中心とした社会民主労働者党は自党こそが民衆の利益拡大とルーマニアの民主化のために活動する政党であるとして1893年に結党した。選挙権改革の実現のため、同党がとった戦略は国会の議席を可能な限り獲得することと、そして議会内外において選挙権改革の支持を集めることであった。それゆえに、同党は選挙時において、選挙権改革を支持する候補者を積極的に支援する戦術を展開した。

しかし、「閉鎖的な」議会体制において議会を主軸とした手段は、同党が設定した目標実現に対して有効ではなかった。また、この閉塞感からの脱却として試みられた農村における支持基盤の模索である農村クラブ運動もその急激な活発化ゆえに、支配層に弾圧された。このような政治活動の限界は人材不足・資金不足とあいまって、当初から党指導部に内在していた自由党への依存度を増大させていく。確かに、社会民主労働者党は反二大政党を掲げて結党したが、1848年革命に参加し、ルーマニアのブルジョワ民主主義化を目指した自由党の創設者たちを社会民主労働者党指導部は理想化する傾向があった。それゆえ、彼らは反動化した自由党は「本来あるべき自由党」ではなく、改革の必要性を説く自由党左派こそが「本来あるべき自由党」であり、「ブルジョワ民主主義の遂行者」とみなした。この自由党に対する神話としての「ブルジョワ民主主義」への政治的な期待と依存は、自由党との密接な選挙協力とともに、次第に増大した。

このように、選挙活動だけでなく、認識の面においても自由党への依存度を高めた社会民主労働者党は、政党としての存在意義が問われることとなる。つまり、1899年の第六回党大会において、同党は分裂・解党へと向かう。同大会において、分裂をもたらした論点は、「農業国ルーマニアにおける社会主義政党の意義」ということよりも、体制側の政党、特に自由党との関係の在り方であった。解党推進派は自由党を「ブルジョワ民主主義の遂行者」とみなし、同党に合流し、自由党内から改革の実現を目指した。一方で、解党反対派は「抑圧された階級の救済」のために、社会主義勢力として体制側に対抗し続けた。このように、知識人の中でも最左派とみなされていた社会主義者の挑戦は既存の体制に決定的なものとならず、むしろ知識人たちに自らの運動の限界を認識させ、体制内に組み込まれる傾向にあった。

一方、当該時期において「農村の知識人」と称された初等教育教師は単なる教育者としてだけではなく、農村の必要性や農民の境遇に通じ、これを改善する社会改良運動の担い手でもあった。それゆえ、この教師を基盤とし、農民の利益を代弁する政党化の動きがみられた。この動向は十九世紀末において全国各地で農民の境遇改善を訴える新聞やサークルの出現とあいまって、教師ドブレスク＝アルジェシュによる農民党創設に帰結した。しかし、同党がアルジェシュの個性に依存したこと、また支配層の農民運動に対する不信感から生じた弾圧の中で、この運動はアルジェシュの政界引退とともに消滅した。

しかし、こうした農村における教師の運動そのものは、二十世紀初頭から展開された自由党改革派ハレトの教育政策によって強化・飛躍した。このハレトの運動の中で教師は農村における知的・文化的センターとして、そしてその社会的・経済的な要求の代弁者として、農村の新たな指導者集団となった。この社会的な役割の増大とともに、教師は次第に相応する経済的報酬と政治的権利を要求する。特に、教師にとって自己の社会的な役割に対する矛盾の象徴は「教師の給与」であった。この矛盾の解消のために、教師の全国組織である全国教師協会は月給の増額を二大政党に求め、一定の成果を得ることに成功した。しかし、現体制に組み込まれながら、職業利益を追求する協会指導部の方針に対して、教師ミハラケ率いる一派は反発した。彼らは現体制を地主支配と認識し、教師が農民利益を代弁するために、協会が政治的に独立しなければならないとしたのである。

このように、協会内において政治と政党をめぐる論争が過熱化し、1911年の全国教師協会大会において、二大政党との連携という従来路線を踏襲する現職会長の再選に対して、協会の政治的中立性を訴えたミハラケが異議申し立てる。後者は次第に勢力を拡大し、1913年にミハラケの協会代表選出によって勝利することになった。しかし、この指導部の交代によっても、協会は政党化することではなく、また教師を中心とした農民政党も結党されることはなかった。確かに、ミハラケが展開した理論と運動の方向性は農民政党の創出を展望させたが、彼が展開した農民利益は職業団体としての教師の利益を前提としたこと、そして教師の社会的・経済的不満は現体制内でもある程度解消し得たことから、協会の政党化には至らなかった。

教師という職業利益を優先する協会は二大政党制に深く組み込まれ、農民利益を直接的に代弁できる状態ではなかった。ミハラケ自身が農民党結党に踏み切ったのが、普通選挙権が導入された第一次世界大戦後であったことは象徴的といえる。つまり、農村と農

民の現状を把握し、その改善運動を展開した初等教育教師は農民の利益代表になり得る存在とみなされながらも、その職業利益が現体制に深く組み込まれ、またその社会的役割の飛躍も既存の政党からの支援によるところもあり、二大政党制の「閉鎖性」を打破するものではなかったのである。

このように、既存の体制に対する決定的な挑戦や一撃が不在しているなか、各社会層はその利益や理想・目的などを直接的にはなく、二大政党という媒体を通して、間接的に追及することになった。一方、二大政党は一定の階層の利益や理論を間接的に吸収することで、農村社会の各階層の利益を代弁し得る政党の決定的な出現を抑えた。土地問題では、保守党は地主優位な現体制の維持とそれに付随する貧農救済を、自由党は工業化政策の前提段階としての富農優遇政策をその基本路線とした。特に、自由党は農業を副次的に扱っているにもかかわらず、結果的に、私的所有の強制的収用、所有制限、そして一定の農民階層への土地分割という政策を掲げることになった。選挙権改革に関しては、「政治的に未成熟」な農民に一定の規制をかける単一選挙部会案が自由党によって支持されていく。同案は普通選挙権という「遠い理想」ではなく、体制内で実現可能なものとして、体制に組み込まれた左派勢力に理論的な根拠を与えた。

この観点から、自由党は1914年の国会に二大改革案を提出した。つまり、自由党は土地改革としては収用を前提とした土地分割案、選挙権改革としては選挙部会の統廃合を目的とした単一選挙部会案を掲げたのである。しかし、国会における両改革案はその具体性に欠けた。というのも、自由党政府が改革の具体的内容を提示せず、改革という言葉を一種のスローガン化したからであった。

土地改革に関しては言えば、自由党政府は「公式」に収用する土地の規模、分配方法、そして分配対象などを明言しなかった。しかし、土地改革に批判的な保守党員との議論の中で展開された自由党員の改革論理は、従来の農業政策の延長線に過ぎなかった。つまり、自由党の関心は単作的・輸出依存的な経済構造の脱却、工業化にあった。それゆえ、多くの党員は富農に対する優遇・奨励措置を主張し、土地分割対象の差別化を行った。さらに、収用すべき土地の規模がある程度論じられる中で、農民への土地分配そのものは二次的に扱われた。というのも、工業化を優先した論理において、土地分配の対象がある程度すでに決まっていたがために、懸案事項としての優先順位が低かったからである。

次に、選挙権改革に関して言えば、単一選挙部会案は普通選挙とは根本的に異なった。その相違点は識字能力のないものを間接選

挙人という「選挙部会」に留めていたことである。当時の成年男子の識字率に鑑みれば、成年男子の七割前後が依然として直接的に議員を選出し得ないという状況が起こり得た。しかし、自由党政府はこの欠点を補う措置をとるのではなく、同案の利点や長所を誇張する傾向にあった。特に、憲法制定議会が近づくにつれ、選挙部会の統廃合から生じる「地主と農民との政治的結合」というイメージが宣伝されていくようになり、単一選挙部会案という言葉は「一般利益」や「国民統合」という言葉と結びついていく。このように、選挙権改革のスローガン化はその形骸化や誇大化を引き起こした。

この形骸化や誇大化の背景には、自由党執行部が各階層の利益やその利益に基づく各地域特有の利害を調整していたことがあった。この二大改革に対する地域的利害・差異は改革同盟をめぐる論争においてみられた。改革同盟は第一次憲法制定議会閉会後の1914年7月4日に北方の古都ヤシにおいて設立されたが、その構想は改革の防衛という立場に基づいて自由党ヤシ支部長ステレによって考案された。改革同盟の運動で注目すべき点は、その中心に単一選挙部会案を置いていたことである。これは改革同盟がその加入の最低条件を同案の承認としていたことからもうかがえる。改革同盟の単一選挙部会案の捉え方は同案のスローガン化の典型的な例でもあったが、改革同盟がヤシという都市において組織された運動にもかかわらず、運動の重点を農村にも置くという姿勢は以下の二点において意味があった。

第一に、この観点が単一選挙部会案のスローガン化による空洞化を埋める可能性があったことである。というのも、改革同盟の農村に対する実践的な方向性が同案に対するステレの理論を補完する可能性を秘めていたからである。当該時期の選挙権論争は理論的な傾向に陥りがちであった。ステレも普通選挙権論者であったが、ルーマニアの政治的・社会的状況、そして何よりも「政治的に未成熟な農民」という観点から、その即時実現が困難であると認識していた。そのため、ステレは普通選挙権改革の移行段階として、そして最小限の選挙権改革として、単一選挙部会案を積極的に提案した。しかし、単一選挙部会案も理論的に誇大化し、形骸化・空洞化する傾向があった。これに対して、ステレが打ち出したのはブルジョワ層と農民層との政治的な同盟であり、そして、その前提としての農民の政治意識の強化であった。国民の大多数を占める農民がこれまで政治から排除されたために、その政治的な意識が低いと考えたステレは二大改革という歴史的瞬間を農民の意識化の絶好な機会と捉えた。彼は農民にその利益となる改革を十分に認識

させ、改革の実現に期待をもたせることにより、農民の政治参加への下準備を試みたのであった。

第二に、このような農民を中心に据えた運動が土地改革ではなく、選挙権改革を重視していた点が挙げられる。確かに、自由党の土地改革は所有制限と土地分割を盛り込んでいたが、その基本的な路線は富農優遇政策であった。これに対して、ヤシ県を含むモルドヴァ北部地域は富農が相対的に少ない地域であり、自由党の土地改革案からは利益を得ることが困難であった。一方、選挙権改革案は識字能力という制限は存在したが、財産による制限は撤廃されることが前提であったため、所有の規模が小さくとも、政治意識が高く、一定の教育レベルに達している農民にとっては境遇改善の第一歩と成り得るものであった。全国の中でも相対的に経済が停滞していたモルドヴァ北部地域に属していたにもかかわらず、文化都市として当該時期において都市人口が高かったヤシはこの両面的な性質をもち得る地域であった。

このような地域的な性質は改革同盟の組織構成からもうかがえる。改革同盟はヤシの組織を中心に各地方自治体への拡大が念頭に置かれたが、この運動に触発され支部を設けた県は、ステレと同じ自由党寛大派が優勢な諸県（工業都市プロイエシユチを有するブラホヴァ県、河港都市ガラチを有するコブルルイ県）ではなく、ヤシ県と同じモルドヴァ北部地域のボトシャニ県とヴァスルイ県のみであった。

また、改革同盟の代表はステレであったが、副代表に普通選挙権論者で左派系知識人ブジョル、保守民主党員で歴史家のクセノボルの両名が就任した。さらに、この改革同盟に対して、保守民主党ヤシ支部長バダラウは支持の立場を取り、二大改革の実現に協力の意を示した。しかし、保守民主党首タケ・ヨネスクは原則論的に自由党の二大改革に賛成していたが、その導入に関して自由党の路線に疑念を示していた。特に、選挙権改革に関しては、ヨネスクなど党執行部は独自の選挙権案を提出し、自由党案に反対した。彼らは農民という政治的に未熟、或いは不安定な要素が大量に政治の場へ流れ込み、その支持基盤である都市を脅かすのではないかと恐怖した。それゆえ、同党が公式に掲げる選挙権改革は都市住民の票と農民住民の票とを区別し、前者の票に大きな価値を置くものであった。改革同盟が土地改革以上に、農民の政治参加を促進する選挙権改革を重視していた点を踏まえれば、保守民主党の中央と地方支部において社会経済的・政治的な観点に齟齬が生じていたことが見受けられる。

さらに、この改革同盟に対する最も辛辣な批判が保守党や保守民主党といった保守派

からではなく、自由党内から生じたことから、二大改革に対するその地域的利害の差異が読み取ることができる。メヘディンツ県自由党支部の幹部ブレリアヌは自由党機関紙において二大改革への断固たる支持を表明する一方で、改革同盟の行為は自由党の一体性を乱すだけでなく、二大改革の障害に過ぎないと改革同盟の運動を完全否定した。これに対して、ステレは同じく自由党機関紙にて、改革同盟の運動が自由党の改革路線から逸脱するものでなく、ましてアナーキーで革命的な運動でないと反論した。この対立は両者の政治的見解の相違ともいえるが、彼らが利益を代表する地域的な差異からも生じた。というのも、ブレリアヌが所属していたメヘディンツ県は、モルドヴァ北部地域と異なり、富農が相対的に多く存在するオルテニア地方にあったからである。つまり、ブレリアヌにとって、富農を優先とする自由党の改革案、特に土地改革の実現において改革同盟が不安定な要素であるばかりか、相対的に貧困である農民を支持基盤として政治的な要求を掲げる勢力として映り、富農優遇政策に対する挑戦と感じられたのである。以上のように、自由党が1914年に掲げた二大改革は民主化を軸とした対立の他にも、地方における経済的偏差も内包していたといえる。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

①高草木邦人、十九世紀末ルーマニアにおける左派知識人-ルーマニア社会民主労働者党解党の再解釈-、史叢、査読有、No. 80号、2009年、pp. 21-44

〔学会発表〕（計1件）

①高草木邦人、二十世紀初頭ルーマニアにおける教師たち～『ルーマニア民主主義雑誌』のアンケートから～、日本大学史学会、2009年6月13日、日本大学

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

高草木 邦人 (TAKAKUSAGI KUNIHITO)

日本大学・文理学部・助手

研究者番号：60453867

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし